

すこやか住宅リフォーム 助成制度のご案内

介助が必要な高齢の方、障害のある方が
安心して生活するために
住宅リフォーム費用の一部を助成します



相談窓口（管轄の福祉事務所・支所）

北区中央福祉事務所	086-803-1209	御津支所総務民生課	086-724-1111
北区北福祉事務所	086-251-6532	建部支所総務民生課	086-722-1112
中区福祉事務所	086-901-1233	灘崎支所総務民生課	086-363-5201
東区福祉事務所	086-944-1822	瀬戸支所総務民生課	086-952-1112
南区西福祉事務所	086-281-9620		
南区南福祉事務所	086-230-0323	福祉援護課	086-803-1216

岡山市保健福祉局福祉援護課

どんな方が利用できますか

岡山市民で日常生活を営むうえで介助を要する下記のいずれかに該当する方です。

原則として1世帯につき1回しか利用できません。※1

対象者	介護保険の要介護・要支援認定を受けている方
	視覚障害、肢体不自由により身体障害者手帳1級、2級の認定を受けている方（65歳以上の方は介護保険の要介護・要支援認定が必要です）

どれくらい助成されますか

岡山市が認めた額に助成率を乗じた額です。

ただし、上限があります（千円未満切り捨て）。

介護保険の住宅改修、又は障害者の日常生活用具の住宅改修を利用できる場合 ※過去に利用した場合も含まれます		助成額から20万円を引いた50万円が上限額です
すこやか住宅リフォームのみ助成対象としている工事だけをする場合 （例）階段昇降機など		70万円が上限額です
助成率	対 象 者	助成率
	生活保護を受けている方	10/10
	介護保険負担割合証の負担割合が1割の方 視覚障害、肢体不自由により身体障害者手帳1級 または2級の認定を受けている方	9/10
	介護保険負担割合証の負担割合が2割の方	8/10
	介護保険負担割合証の負担割合が3割の方	7/10

助成額の計算例（介護保険又は障害者の住宅改修を利用できる場合）

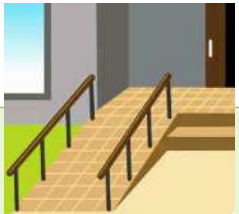
※過去に利用した場合も含まれます

	見積額	岡山市が認める額×助成率	介護保険等助成額を引く	助成額
(1)	270万円	200万円×8/10＝160万円	-20万円＝140万円	50万円
(2)	150万円	50万円×8/10＝40万円	-20万円＝20万円	20万円
(3)	100万円	20万円×8/10＝16万円	-20万円＝0円	0円

※1 助成対象者の身体状況が大きく変化し、新たな改造工事が必要となった場合は改めてご相談ください。

どんな工事が対象になりますか

★印はすこやか住宅リフォームだけが対象とする工事

全室 共通	• 手すりの取付 • 床の段差解消 • スロープの取付 • 開き戸から引き戸、折れ戸等への取替	
浴室	• 浴槽の取替 • 洗い場の段差解消 ★シャワーの新設、移設 ★給湯設備の取替、新設	
洗面所	★車いす対応洗面台への取替（車いす使用の場合）	
便所	• 和式便器から洋式便器への取替 ★洋式便器の高さを高くする ★温水洗浄便座の取付	
玄関	• 土間の段差解消 • 踏み台の取付	
階段	• 滑り止めの取付 ★固定式（いす式）階段昇降機の取付	
外部	• スロープの設置（勾配 1 / 12 以下） • 通路の整備（通路幅 1.5m 以下）	
居室	• 床材の変更（畳からフローリング等）	
台所	★車いす対応調理台、流し台への取替（車いす使用の場合）	

この他にも助成の対象になる工事が 있습니다。相談窓口でご相談ください。



注意事項・手続きの流れ・必要な書類について

- ❑新築または新築から3年以内の工事、改築・増築・老朽化による工事、部屋の模様替えは対象になりません。
- ❑家主の承諾書があれば借家も対象となります。（賃貸借契約書の写しが必要です）
- ❑工事を始める前に必ず申請してください。
- ❑申請から完了までを同じ年度内（4月1日から翌年3月31日）に行ってください。
- ❑予算の範囲内で助成します。予算終了後は助成できません。

申請前に工事をした場合は対象になりません。

①相談受付

管轄の福祉事務所又は、御津支所、建部支所、瀬戸支所、灘崎支所へお越しください。



②訪問調査

市の職員が対象者の身体状況・家屋状況を確認します。



③申請書類の提出

●申請書 ●見積書
●工事前後の図面 ●カタログ ●工事前写真



④審査（約3週間）



⑤決定通知書を交付（申請者へ） 助成券を交付（施工業者へ）

助成金額をお知らせします。



⑥着工

※必ず、決定通知書が届いてから着工してください。



工事内容などが変わるときは、お知らせください。
変更申請が必要です。

⑦完了届提出

●完了届 ●請求書 ●助成券 ●工事後写真



⑧訪問調査

市の職員が申請どおりに工事が行われたか確認します。



⑨助成金支払

市から助成金を施工業者にお支払いします。

